○農林水産省告示第九百五十五号

平成二十一年四月二十一日農林水産省告示第五百四十四号（指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第五十七条第二項の規定に基づき大西洋くろまぐろの年間の漁獲量の限度の割当ての基準を定める件）第二号の規定に基づき、大西洋くろまぐろの年間の漁獲量の限度の合計の上限として農林水産大臣が定める量を次のように定める。

平成二十二年六月二十二日

農林水産大臣　山田　正彦

一　北緯十度の線以北の西経四十五度の線、北緯十度西経四十五度の点から北緯十度西経三十五度の点に至る直線、北緯十度西経三十五度の点から北緯五度西経三十五度の点から北緯五度西経三十度の点に至る直線、北緯五度西経三十度の点から赤道と西経三十度の線との交点に至る直線、赤道と西経三十度の線との交点から赤道と西経二十五度の線との交点に至る直線及び赤道以南の西経二十五度の線から成る線以西の大西洋の海域（以下「西大西洋海域」という。）における平成二十二年の大西洋くろまぐろの年間の漁獲量の限度の合計の上限は、四百三十一・九一トンとする。

二　西大西洋海域以外の大西洋の海域（地中海の海域を含む。）における平成二十二年の大西洋くろまぐろの年間の漁獲量の限度の合計の上限は、千百四十八・〇五トンとする。

○経済産業省告示第百四十六号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十二年六月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十二年六月二十二日

経済産業大臣　直嶋　正行

登録番号	氏名
102810	平野　孝雄
203509	小山　敏二
206917	伊藤　勝彦
209401	小林　信一
209569	大野　幾雄
213359	西川　豊哲
300254	岡部　穂積
407969	服部　哲司
407971	伊藤　誠
407973	佐藤　浩祐
407975	伊勢　秀一
407977	松本　伸恭
407979	澤

○経済産業省告示第百四十七号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十三条第三項の規定に基づき、平成二十二年六月一日付けをもって中小企業診断士の氏名に係る登録簿の変更をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十二年六月二十二日

経済産業大臣　直嶋　正行

登録番号	（変更前）	（変更後）
403590	山本　貴子	眞鍋　貴子

○経済産業省告示第百四十八号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成二十二年六月二十二日

経済産業大臣　直嶋　正行

番号	名称	住所	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間
5013	株式会社タイヨー	東京都品川区大崎五丁目四番三号	平成二十二年四月二十二日から平成二十三年四月二十一日まで
5014	日本ホーバス株式会社	埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目四番一号	平成二十二年五月十九日から平成二十三年五月十八日まで
5015	千葉興業株式会社	千葉県千葉市中央区今井一丁目十九番十四号	平成二十二年五月十九日から平成二十三年五月十八日まで
5016	朝日運送株式会社	広島県広島市西区草津港一丁目七番六号	平成二十二年四月十二日から平成二十三年四月十一日まで

○国土交通省告示第六百七十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年六月二十二日

国土交通大臣　前原　誠司

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

綱ノ瀬川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十八号を平成二十年国土交通省告示第千二百九十一号で指定した第五号に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折

字黒仁田

五〇四〇番　一号から三号まで

五〇四一番　四号

五〇六三番二　五号

五〇四四番四　六号

五〇四四番　七号

五〇四五番　八号及び九号

五〇四七番三　十号から十四号まで

五〇四七番六　十五号から十九号まで

五〇四七番七　二十号及び二十一号

五〇四七番六地先河川敷　二十二号から三十二号まで

五〇四八番一　三十三号から三十八号まで

五〇四八番二　三十九号

五〇四八番三　四十号から四十三号まで

字杉ノ原

四九〇六番一　四十四号から四十八号まで

○海上保安庁告示第百五十六号

航路標識の位置の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年六月二十二日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	東京臨海大橋工事西方A灯浮標	東京臨海大橋工事西方A灯浮標
位置		
所在地	京浜港東京区（東京灯標の北方約四・三キロメートル）	京浜港東京区（東京灯標の北方約四・四キロメートル）
北緯	三五―三六―一八	三五―三六―二一
東経	一三九―四九―三一	一三九―四九―三八
変更した事項		
位置		
所在地	京浜港東京区（東京灯標の北方約四・四キロメートル）	京浜港東京区（東京灯標の北方約四・六キロメートル）
北緯	三五―三六―二一	三五―三六―二六
東経	一三九―四九―三八	一三九―四九―四五
変更年月日	平成二十二年五月三十日	平成二十二年五月三十日
記事	一時撤去中のところ位置変更のうえ復旧	一時撤去中のところ位置変更のうえ復旧
名称	東京臨海大橋工事西方B灯浮標	東京臨海大橋工事西方C灯浮標
位置		
所在地	京浜港東京区（東京灯標の北方約四・六キロメートル）	京浜港東京区（東京灯標の北方約四・七キロメートル）
北緯	三五―三六―二七	三五―三六―三〇
東経	一三九―四九―四三	一三九―四九―三九
変更した事項		
位置		
所在地	京浜港東京区（東京灯標の北方約四・六キロメートル）	京浜港東京区（東京灯標の北方約四・七キロメートル）
北緯	三五―三六―二六	三五―三六―三一
東経	一三九―四九―四五	一三九―四九―四一
変更年月日	平成二十二年五月三十日	平成二十二年五月三十日
記事	一時撤去中のところ位置変更のうえ復旧	一時撤去中のところ位置変更のうえ復旧